

包括的指示について(基本的な考え方)

- 看護師が医師の「(包括的)指示」を活用して診療の補助(医行為)を実施するにあたり、「(包括的)指示」が成立する条件としては、以下のようなことがある。
- ① 対応可能な患者の範囲が明確にされていること
 - ② 対応可能な病態の変化が明確にされていること
 - ③ 指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容(判断の規準、処置・検査・薬剤の使用の内容等)が示されていること
 - ④ 対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること
- (「チーム医療の推進に関する検討会 報告書」より)
- これまでの議論を踏まえると、特定能力認証を受けた看護師が特定行為を実施する場合には、以下のような具体例が考えられるのではないかな。

【包括的指示の例：褥瘡の壊死組織のデブリードマン】

(褥瘡を有する患者Aについて、医師Bによる指示)

1. 「日本褥瘡学会ガイドライン」および「褥瘡管理プロトコール」に基づく褥瘡管理] ←①
 2. 褥瘡の壊死組織が存在する場合、適宜壊死組織の除去(DSIGNによる壊死組織判定が「N」) ←②
 - ① 外用薬、ドレッシング材を用いた壊死組織の除去
 - ② 外科的デブリードマン(壊死組織と周囲の健常組織との境界が明瞭な場合に実施) ←③

※外科的デブリードマンの実施は、全身状態が安定しており、出血傾向がない場合とする。 ←②
 3. 出血時対応 ←③
 - ① 止血処置 : a. 圧迫止血
b. 圧迫止血後アルギン酸塩被覆材貼付
c. 電気メスによる止血
 - ② ①における止血処置後、止血しない場合には直ぐに医師に報告] ←④
- ◆ 対応可能な範囲を逸脱した場合の医師との連絡体制・ルールあり

※**包括的指示を活用する際の留意点**(「チーム医療の推進に関する検討会 報告書」より)

「包括的指示」の実施に当たっては、医師と看護師との間で指示内容の認識に齟齬が生じないように、原則として、指示内容が標準的プロトコール(具体的な処置・検査・薬剤の使用等及びその判断に関する規準を整理した文書)、クリティカルパス(処置・検査・薬剤の使用等を含めた詳細な診療計画)等の文書で示されていることが望ましい。さらに、「包括的指示」による処置等が適切に実行されたかどうか事後的に検証できるよう、その指示に基づく処置等の内容を記録・管理しておくことが重要である。